平成３０年（フ）第９１２号
東京都足立区島根１丁目３－６－102
債務者　高橋　泰洋
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９１８号
東京都府中市白糸台２丁目62－９　シャトル武蔵野台Ｃ棟201
債務者　八木雄一郎
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４６８号
東京都調布市緑ケ丘２丁目44番地５ロスディアス201
債務者　武田　華枝
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３号
東京都町田市本町田329番地１ペルミエール905　103
債務者　江口　史明
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７８号
東京都東大和市蔵敷３丁目691番地の２芝中住宅ロ４－207号
債務者　中原　正義
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３８号
東京都三鷹市上連雀２丁目20番８号第２カミニコーポ105
債務者　酒井　　浩
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１２４３号
千葉市若葉区桜木北３丁目22番55号　ヒカリマンションⅡ106号
破産者　久保　卓也
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４８号
千葉市若葉区加曽利町979番地13
破産者　澤田　輝年
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４９号
千葉市若葉区加曽利町979番地13
破産者　澤田　民子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３号
高知県吾川郡いの町1428番地２
破産者　株式会社慶コーポレーション
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１４号
千葉市美浜区高洲２丁目２番５棟406号
破産者　今関　敦子
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２８９号
千葉県浦安市入船４丁目７番18号
破産者　株式会社Ｍｏｒｅ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９０号
千葉県船橋市中野木２丁目25番10―201号
破産者　菊地安芸子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９２号
千葉県船橋市習志野台２丁目32番９号
破産者　古山真由美
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３５号
千葉市中央区村田町496番地７
破産者　奥山　共在
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３９６号
福岡市中央区天神４－７－11クレアビル４Ｆ
破産者　有限会社あさひ不動産
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５１０号
福岡市博多区博多駅前２丁目20番15号
破産者　ビーコム株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部